

被災者生活再建支援制度のご案内

1 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和元年台風第19号により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

2 対象となる被災世帯

川崎市内に居住の世帯で、令和元年台風第19号により、

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊）
※被害区分が「全壊」である罹災証明書が必要です。
 - (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）
※被害区分が「半壊」または「大規模半壊」である罹災証明書が必要です。
 - (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）
※罹災証明書が必要です。
 - (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）
※被害区分が「大規模半壊」である罹災証明書が必要です。
- 支援金の申請者は世帯主である必要があります。

3 支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となります。

- A 住宅の被害程度に応じて支給する金額（基礎支援金）
- B 住宅の再建方法に応じて支給する金額（加算支援金）

（単位：万円）

世帯構成及び住宅の被害程度		基礎支援金 A	加算支援金 住宅の再建方法 B		計 A+B
			建設・購入	補修 賃借	
複数世帯 （世帯の構成員が複数）	全壊	100	建設・購入	200	300
	半壊解体		補修	100	200
	敷地被害解体		賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯 （世帯の構成員が単数）	全壊	75	建設・購入	150	225
	半壊解体		補修	75	150
	敷地被害解体		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

【注意事項】

○住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体」または「敷地被害解体」として、「全壊」と同等の支援が受けられます。

4 申請期限

- A 基礎支援金：令和3年11月11日（木）まで（災害のあった日から25か月の間）
※基礎支援金の申請期限が1年間延長となりました。
- B 加算支援金：令和4年11月11日（金）まで（災害のあった日から37か月の間）

5 申請に必要な書類

【A 基礎支援金】

⇒ すべての世帯

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書（各区地域ケア推進課または大師地区・田島地区健康福祉ステーション保護課でお渡し。川崎市ホームページからもダウンロード可能。）
- ② 罹災証明書（各区危機管理担当または大師支所・田島支所区民センター庶務係で発行）
- ③ 住民票（令和元年10月12日時点の住所がわかる世帯全員のもので世帯主・続柄が確認できるもの）
- ④ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー
（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印刷された部分）

⇒ 解体の場合に必要な書類

- ⑤ 滅失登記簿謄本（従前の住宅が登記されておらず発行されない場合等はこちらでご相談ください）

⇒ 敷地被害解体の場合に必要な書類

- ⑥ 滅失登記簿謄本（従前の住宅が登記されておらず発行されない場合等はこちらでご相談ください）
- ⑦ 敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書のコピー等）

【B 加算支援金】

⇒ すべての世帯

- ⑧ 住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書（または見積書＋領収書）等のコピー
※1 契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。
※2 補修区分は建物本体に関わる工事が対象です。

6 その他留意事項

- ・ 住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となりません。
- ・ 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
- ・ 借家等の大家は対象となりません（大家本人が実際に居住している場合は対象となります。）
- ・ 基礎支援金と加算支援金の申請を同時に申請する必要はありません。最初に基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・ 加算支援金のみを申請することはできません。
- ・ 加算支援金の支給例として、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に住宅の「建設・購入」を行う場合は、「建設・購入」として、2回目の申請を行うことができます。この場合、支給額は、「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります。
※「補修」100万円で申請した場合、「建設・購入」との差額の申請はできません。
- ・ 申請書の受付後、不足の書類があった場合等はあらためてご連絡させていただく場合があります。

7 支援金の支給

申請書は、川崎市での受付後、神奈川県を經由して、本制度の実施機関である「被災者生活再建支援法人都道府県センター 被災者生活再建支援基金部」に送付されます。同法人において申請書の内容の審査を行い、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※申請受付から支給までは2～3ヶ月前後です。（書類等に不備がない場合）

8 問合せ・申込窓口

部署名	電話番号	部署名	電話番号
川崎区役所地域ケア推進課	044-201-3228	高津区役所地域ケア推進課	044-861-3302
大師地区健康福祉ステーション保護課	044-271-0148	宮前区役所地域ケア推進課	044-856-3254
田島地区健康福祉ステーション保護課	044-322-1981	多摩区役所地域ケア推進課	044-935-3295
幸区役所地域ケア推進課	044-556-6643	麻生区役所地域ケア推進課	044-965-5156
中原区役所地域ケア推進課	044-744-3252		